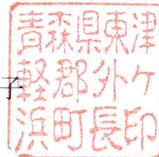




農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 3 月 9 日

外ヶ浜町長 山崎 結子



記

1. 協議の対象とした区域

平館地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 1 月 3 日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○ 経営体数

個人 5 経営体

集落 1 経営体

○ 農地の集積面積

47.4 ha (区域内の農地面積 112 ha、42.3 %)

4. 対象地区の課題

現在中心経営体の耕作面積は 49 ha である。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は 4.9 ha であり、75 才以上の農業者の耕作面積全てを引き受けることができないことから、新たな農地の受け手の確保が必要である。

一方、中心経営体である営農組合では構成員の高齢化が進み、新たな法人等の立ち上げや新規参入者の促進が必要である。

5. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平館地区的農地利用は、中心経営体である営農組合 1 経営体と認定農業者 4 経営体のほか、地域の中心となっている担い手が成長・発展していくことにより対応していく。

また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進するとともに、近隣集落との協力体制を強化することにより対応していく。

6. 5の方針を実現するために必要な取組に関する方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるように、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

別紙1 参考様式

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
外ヶ浜町	平館地区	平成26年3月31日	令和3年3月9日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	112ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	77.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5.8ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	5.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.9ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5~10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

現在中心経営体の耕作面積は49haである。今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積は4.9haであり、75才以上の農業者の耕作面積全てを引き受けることができないことから、新たな農地の受け手の確保が必要である。
一方、中心経営体である営農組合では構員の高齢化が進み、新たな法人等の立ち上げや新規参入者の促進が必要である。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

平館地区の農地利用は、中心経営体である営農組合1経営体と認定農業者4経営体などが担うのほか、地域の中心となっている担い手が成長・発展していくことにより対応していく。
また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進するとともに、近隣集落との協力体制を強化することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

個人 5経営体
集落営農 1経営体

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

①農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、49筆、48, 584m²となっている。

②農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。